

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月3日（平成28年（行情）諮問第205号）

答申日：平成29年2月24日（平成28年度（行情）答申第746号）

事件名：「平成26年度米国派遣訓練の実施について（報告）」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成26年度米国派遣訓練（RIMPAC2014）の参加部隊の成果報告書のたぐいに該当するもの全て。＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，「平成26年度米国派遣訓練の実施について（報告）（自艦隊作第2177号。26.9.26）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年12月14日付け防官文第19683号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 原処分で一部不開示とされた部分につき，当該部分に記載された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。
- (2) 本件対象文書につき，電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，これに該当する行政文書として本件対象文書等を特定した。

本件開示請求に対しては，法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し，まず，平成27年12月14日付け防官文第19683号により，本件対象文書について一部開示決定（原処分）を行ったところ，原処分に対して異議申立てがされたものである。

2 法5条該当性について

- (1) 本件対象文書のうち、「写送付先」の一部については、派遣部隊の細部に関する情報であり、これを公にすることにより、当該訓練の内容、部隊の行動及び運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため、原処分においては不開示とした。
- (2) また、本件対象文書のうち、「1 全般」及び「4 所見」の一部については、派遣部隊が実施した非公表の訓練に係る情報及び当該訓練に対する派遣部隊の認識に係る情報であり、これを公にすることにより、我が国と他の訓練参加国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、部隊の練度が明らかになり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため、原処分においては不開示とした。

3 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書を作成した海上自衛隊自衛艦隊司令部では、電磁的記録により本件対象文書の原稿データを作成したが、当該データは紙媒体を印刷した後に削除したため電磁的記録は保有しておらず、関係部署への配布も紙媒体で行っている。

また、原処分に当たって確実を期すために実施した、書棚、書庫及びパソコン内のファイル等の探索においても、電磁的記録を保有していないことを確認しており、さらに、本件異議申立てを受けて実施した、再度の探索においても電磁的記録は確認されなかった。

4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、その一部が上記2のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 異議申立人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」である。」として、本件対象文書に電磁的記録が存在すればそれについても特定するよう求めるが、上記3のとおり本件対象文書については電磁的記録を保有していない。
- (3) 以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月3日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 平成29年2月8日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成26年度米国派遣訓練（以下「本件訓練」という。）に関する報告書であり、処分庁はその一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は本件対象文書の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

諮問庁は、上記第3の3において、本件対象文書の原稿である電磁的記録については紙媒体を印刷後に削除し、本件対象文書の関係部署への配布も紙媒体で行ったと説明するところ、本件対象文書の内容等に照らすと、紙媒体の外に電磁的記録を保有すべき業務上の必要性があるとまではいえないため、上記説明は不自然、不合理であるとはいえない。

これに加え、他に本件対象文書の電磁的記録の保有をうかがわせる事情も存しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 参加部隊の細部に関する情報

本件対象文書のうち、「写送付先」の不開示部分には、派遣部隊の細部に関する情報が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、本件訓練の内容、部隊の行動及び運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 非公表の訓練に係る情報及び派遣部隊の認識・評価に係る情報

本件対象文書のうち、「1 全般」及び「4 所見」の不開示部分には、派遣部隊が実施した非公表の訓練に係る情報及び当該訓練に対する派遣部隊の認識・評価に係る情報が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国と他の訓練参加国との間の信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、部隊の練度

が明らかになり、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子